

令和2年5月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち歩行補助車1件、スチームアイロン1件、
エアコン(室外機)1件、電気湯沸器1件、除湿機1件、自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000104	平成30年6月19日	令和2年5月18日	歩行補助車	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000105	令和2年5月6日	令和2年5月19日	スチームアイロン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因する のか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000106	令和2年3月26日	令和2年5月19日	エアコン(室外機)	火災	展示場で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する 火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月11日
A202000107	令和2年3月13日	令和2年5月19日	電気湯沸器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出 火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月8日
A202000108	令和2年5月6日	令和2年5月19日	除湿機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 する のか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和2年5月21日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202000109	令和2年3月30日	令和2年5月20日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、後ブレーキを掛けたところ、 転倒し、背中を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月12日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし